

第1部 序論

第1章 計画の概要

1 計画の背景と趣旨

本町では、令和3年3月に「毛呂山町障害者福祉計画（令和3年度～令和5年度）」を策定し、町の障害者施策を計画的かつ総合的に推進してきました。

「毛呂山町障害者福祉計画（令和3年度～令和5年度）」の計画期間中の障害者をめぐる大きな動きとしては、令和3年5月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正、同年9月の「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催のほか、令和4年5月の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法[※]）」の施行、また同年12月には、さらなる障害者等の地域生活の支援体制の充実や障害者の就労支援及び障害者雇用の質の向上の推進等を図るため「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び関連法の改正等が行われ、障害者の権利擁護や社会参加の推進に向けた環境整備が一層進められています。

これらの障害者施策に関する取組や関連法の整備、趣旨等を踏まえ、国では令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」（令和5年度～令和9年度）を策定し、共生社会の実現に向けた障害者施策の方向性が示されています。

こうした中で、障害の重度化・高齢化や親亡き後の問題に加え、障害者やその家族を支える福祉人材の不足など、障害者を取り巻く環境は大きく変化しており、町の障害者福祉施策が担う役割はより重要なものとなっています。

そのため、本町では、国及び県の動向、社会情勢の変化、障害者のニーズ、本町の実情等を踏まえ、さらなる障害者施策の推進に向けて新たに「第5期毛呂山町障害者福祉計画（令和6年度～令和11年度）」を策定しました。

※障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法

障害のある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的として公布・施行された法律。

2 計画の位置付け

①第六次障害者計画

「障害者計画」は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」に位置付けられ、福祉を含む幅広い分野の障害者施策に関する基本的な考え方や方向性を定めるものです。

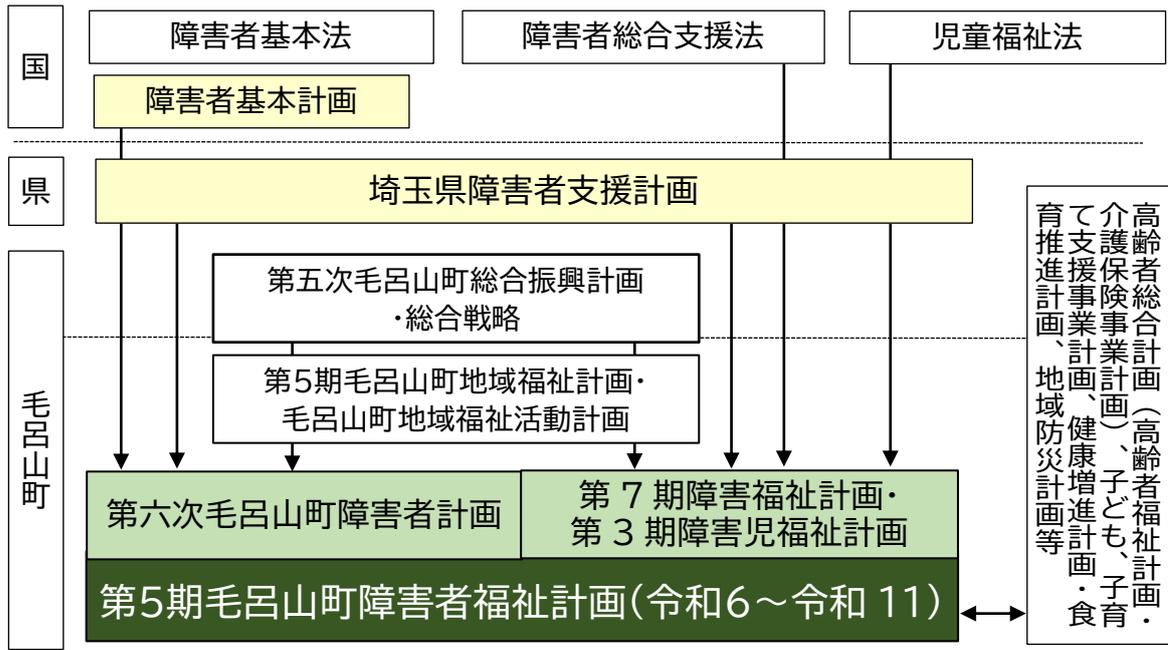
②第 7 期障害福祉計画

「障害福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、障害者総合支援法という）第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定されるもので、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、種類ごとの必要なサービス見込量及びその見込量を確保するための方策等を定めるものです。

③第 3 期障害児福祉計画

「障害児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 及び第 33 条の 22 に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定されるもので、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標、種類ごとの必要なサービス見込量及びその見込量を確保するための方策等を定めるものです。

これらの計画は、本町の最上位計画である「第五次毛呂山町総合振興計画・総合戦略」における将来像「輝く緑 輝く瞳 輝くまち もろやま」、本町の保健福祉分野における総合計画である「毛呂山町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の基本理念「人とひとがともに支え合い、安心して暮らせる地域づくり」を目指す個別計画として、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を「毛呂山町障害者福祉計画」として一体的に策定し、障害（児）者施策を総合的に推進することとします。



3 計画期間

「第六次毛呂山町障害者計画」、「第7期毛呂山町障害福祉計画」及び「第3期毛呂山町障害児福祉計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とし、今計画から第5期毛呂山町障害者福祉計画と表記することとします。

なお、必要なサービスの見込量等については、令和8年度までの3年間を計画値として記載し、その後の3年については令和8年度の間見直し時に改めて見込みます。

また、国の障害者福祉政策の見直し等が行われた場合は、計画期間中であっても見直しを行うこととします。

計画名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	
障害者福祉計画	第5期毛呂山町障害者福祉計画(R8に中間見直し)						第6期毛呂山町障害者福祉計画			
①障害者計画	第六次毛呂山町障害者計画(R8に中間見直し)						第七次毛呂山町障害者計画			
②障害福祉計画	第7期毛呂山町障害福祉計画(R8に中間見直し)						第8期毛呂山町障害福祉計画			
③障害児福祉計画	第3期毛呂山町障害児福祉計画(R8に中間見直し)						第4期毛呂山町障害児福祉計画			
総合振興計画(10年間)	総合振興計画・総合戦略(平成27～令和6)		(令和7～令和16)							
地域福祉計画(5年間)	地域福祉計画・地域福祉活動計画(令和5～令和9)			(令和10～令和14)						

4 国の基本指針の見直し

障害福祉計画・障害児福祉計画は、国が示す基本指針に即して、市町村及び都道府県が作成すると規定されているため、本計画は令和5年に改正された基本指針に沿って策定します。基本指針とは、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるものです。

基本指針見直しの主な事項

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
 - ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
 - ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
- ③福祉施設から一般就労への移行等
 - ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
 - ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
 - ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
 - ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
 - ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
 - ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
 - ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
 - ・基幹相談支援センターの設置等の推進
 - ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- ⑦障害者等に対する虐待の防止
 - ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
 - ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
 - ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・ 障害福祉データベースの活用等による計画策定の推進
- ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・ 計画期間の柔軟化
- ・ サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

5 計画の対象

本計画の主な対象者は、「障害者基本法」第2条及び「児童福祉法」第4条に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）、難病、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者を計画の対象とします。

また、福祉制度の狭間にある方やその家族、さらには障害のあることで生きづらさを生み出す社会環境を変えていく施策も対象とします。

6 計画の策定体制

(1) 計画策定委員会

関係団体の代表や有識者からなる「毛呂山町障害者福祉計画策定委員会」を設置し、計画の策定、進捗状況や評価に関する意見や助言を行います。

(2) 庁内作業部会

庁内関係各課の代表からなる「毛呂山町障害者福祉計画庁内策定作業部会」を設置し、現行計画の施策・事業の実施状況を点検・評価するとともに、障害者福祉施策の進捗状況の確認を行います。

(3) 町事務局

計画策定委員会及び庁内作業部会の庶務を行うとともに、アンケート調査の実施や各種統計資料の整理・分析、計画案の作成など、計画策定全般にかかる事務を行います。福祉課が事務局となります。

(4) アンケート調査の実施

今後の本町における障害者福祉施策や障害福祉サービスの提供体制を検討するための基礎資料として、アンケート調査を実施しました。

(5) パブリックコメントの実施

本計画（素案）の内容について広く町民等から意見を募集するため、毛呂山町パブリックコメント手続に関する要綱に基づく意見募集を実施しました。

(6) 入間西障害者地域自立支援協議会

障害者総合支援法第89条の3に規定される「入間西障害者地域自立支援協議会」に計画（素案）を報告し、計画内容について意見をいただきました。

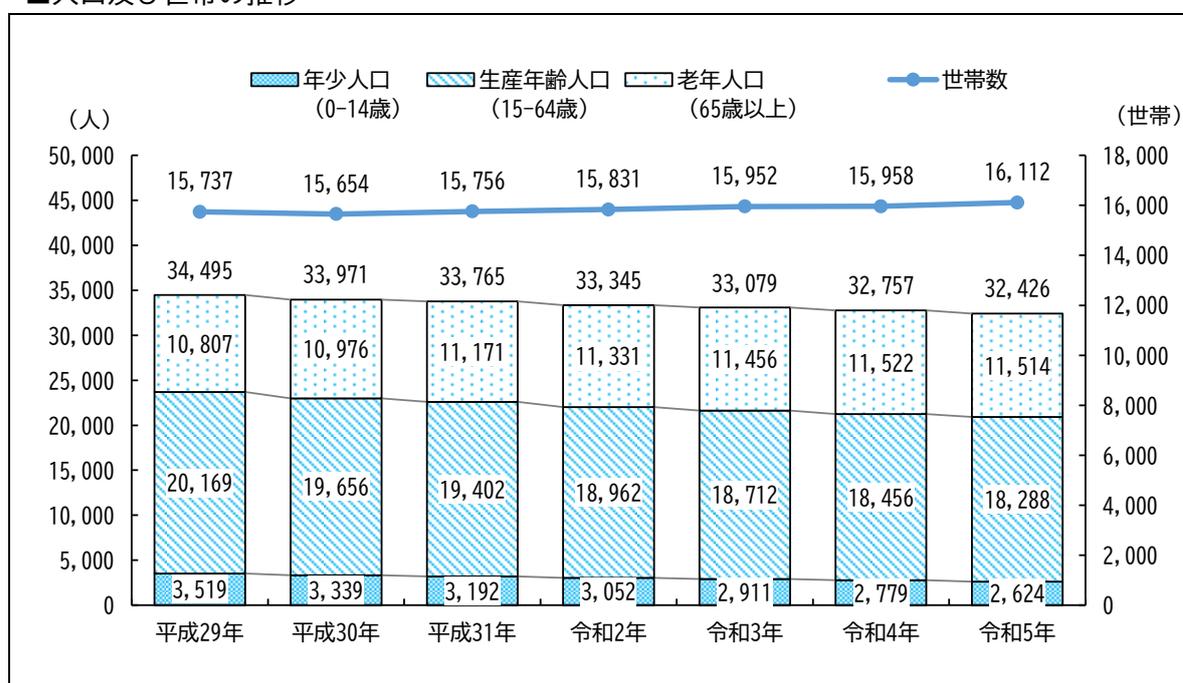
第2章 障害者を取り巻く環境

1 人口・世帯の状況

人口については、緩やかに減少を続けており、令和5年4月1日現在で32,426人となっています。年齢構成別にみると、0歳から14歳までの年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口が一貫して減少を続けており、令和5年には65歳以上の老年人口も微減となっています。

一方、世帯数については、16,112世帯で増加傾向となっています。

■人口及び世帯の推移



資料：住民基本台帳（外国人登録人口を含む）（各年4月1日現在）

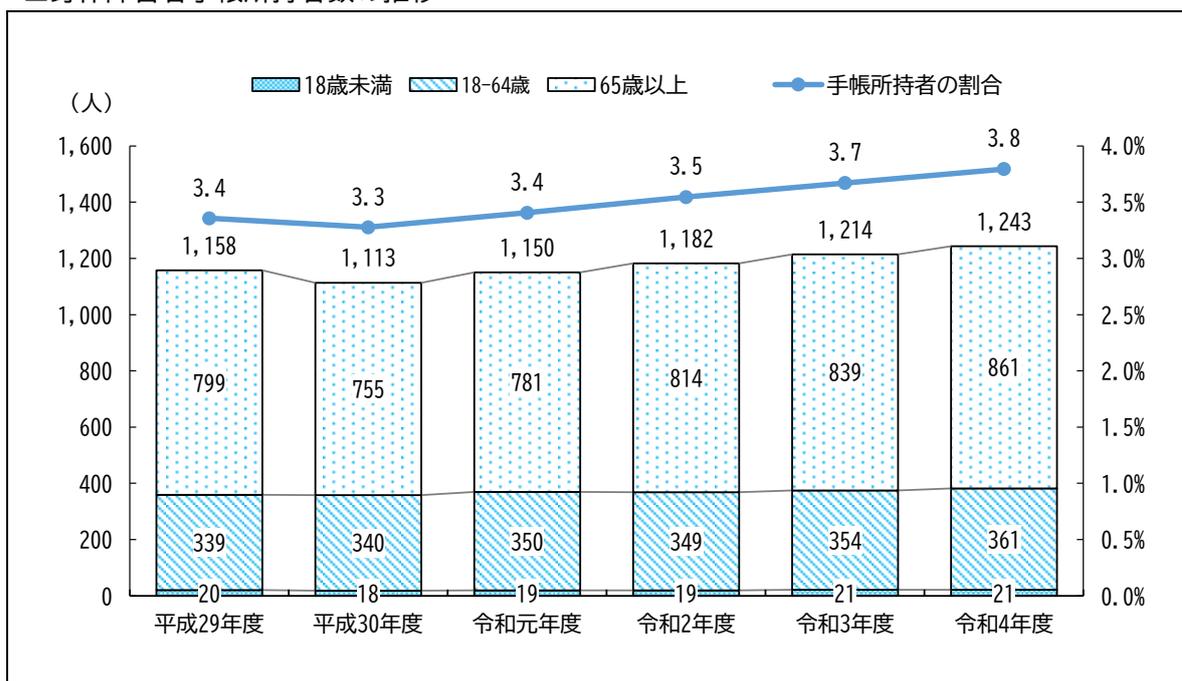
2 障害者の状況

(1) 身体障害者（児）

身体障害者手帳所持者数は、令和元年度以降、増加傾向にあり、令和4年度末時点で1,243人となっています。年齢構成別にみると、65歳以上の割合が全体の7割近くを占めています。

総人口に対する割合も増加傾向にあり、令和4年度で3.8%となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉課資料（各年度末現在、構成比算出の母数となる総人口は各年4月1日現在）

これを等級別にみると、令和4年度で「1級」が465人と最も多く、次いで「4級」が271人、「2級」が211人となっています。

障害種類別にみると、令和4年度で「肢体不自由」が550人(44.2%)と最も多く、次いで「内部障害」が453人(36.4%)、「聴覚・平衡機能障害」が127人(10.2%)で続いています。

■等級別・障害種類別所持者数の推移（各年度末現在）

単位：人

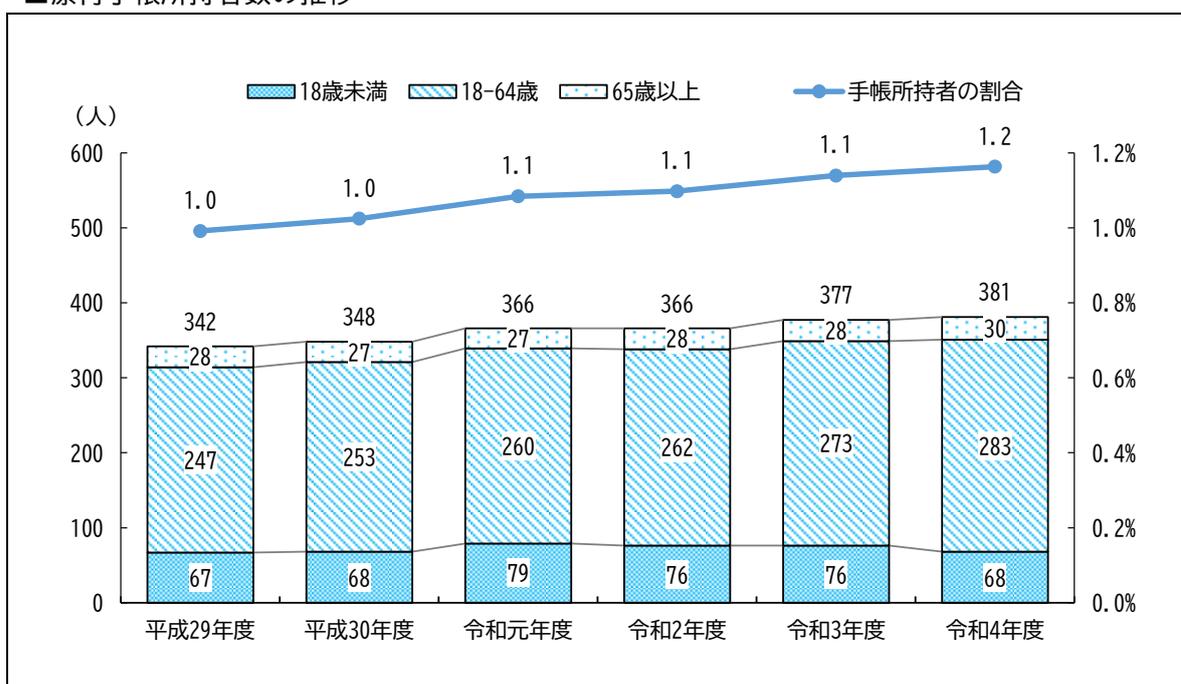
区 分		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
総 数		1,158	1,113	1,150	1,182	1,214	1,243
年 齢 別	18歳未満	20	18	19	19	21	21
	18-64歳	339	340	350	349	354	361
	65歳以上	799	755	781	814	839	861
等 級 別	1級	414	398	427	447	459	465
	2級	200	198	209	210	216	211
	3級	180	160	158	151	156	159
	4級	236	236	233	250	258	271
	5級	77	69	67	69	69	77
	6級	51	52	56	55	56	60
障 害 別	視覚障害	75	71	76	86	91	93
	聴覚・平衡機能 障害	126	117	121	119	119	127
	音声・言語・そし ゃく機能障害	17	16	15	17	21	20
	肢体不自由	584	553	556	551	545	550
	内部障害	356	356	382	409	438	453

(2) 知的障害者

療育手帳所持者数は、増加傾向にあり、令和4年度で381人となっています。年齢構成別にみると、令和4年度で18歳未満が68人(17.8%)、18～64歳が283人(74.3%)、65歳以上が30人(7.9%)となっています。

総人口に対する割合も増加傾向にあり、令和4年度で1.2%となっています。

■療育手帳所持者数の推移



資料：福祉課資料（各年度末現在、構成比算出の母数となる総人口は各年4月1日現在）

これを程度別にみると、令和4年度で「B」が116人(30.4%)と最も多く、次いで「C」が106人(27.8%)、「A」が94人(24.7%)が続いています。

■程度別療育手帳所持者数の推移

単位:人

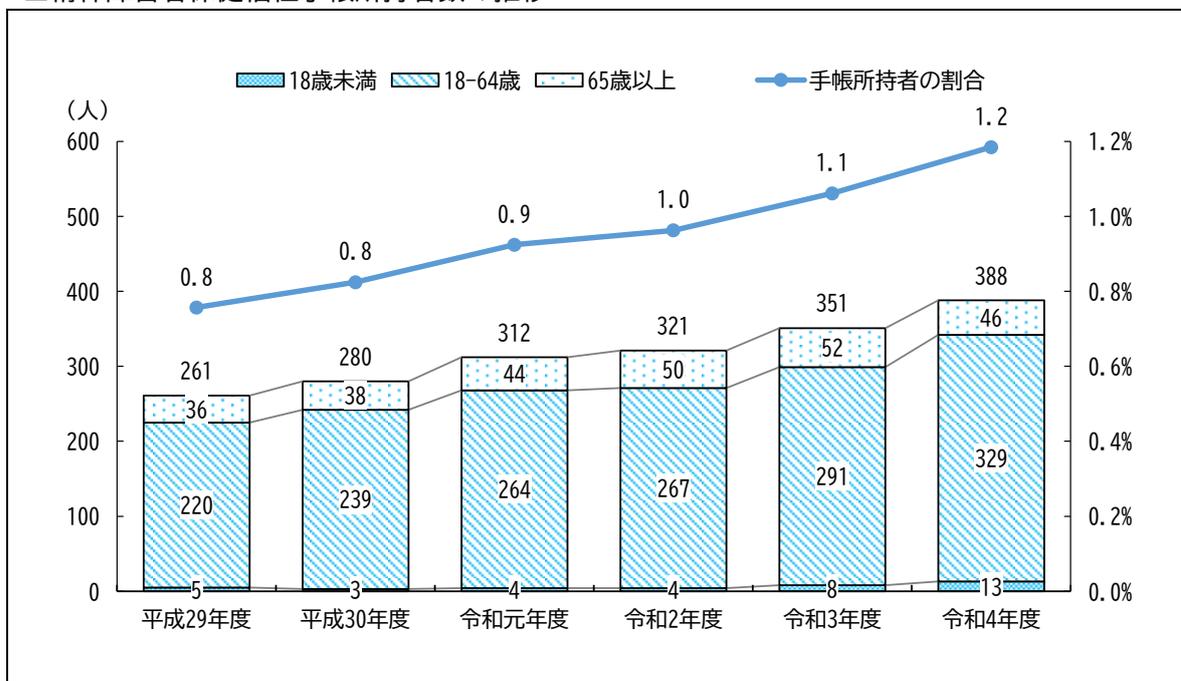
区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数		342	348	366	366	377	381
程度別	OA	61	58	59	60	66	65
	A	91	92	96	95	92	94
	B	106	106	110	108	111	116
	C	84	92	101	103	108	106

(3) 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、令和4年度で388人となっています。年齢構成別にみると、令和4年度で18歳未満が13人(3.4%)、18~64歳が329人(84.8%)、65歳以上が46人(11.9%)となっています。

総人口に対する割合も増加傾向にあり、令和4年度で1.2%となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：福祉課資料（各年度末現在、構成比算出の母数となる総人口は各年4月1日現在）

これを等級別にみると、令和4年度で「2級」が212人(54.6%)と最も多く、次いで「3級」が124人(32.0%)、「1級」が52人(13.4%)で続いています。

自立支援医療受給者数(精神通院)も年々増加傾向にあり、令和4年度で629人となっています。

■等級別精神保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療受給者数(精神通院)の推移 単位:人

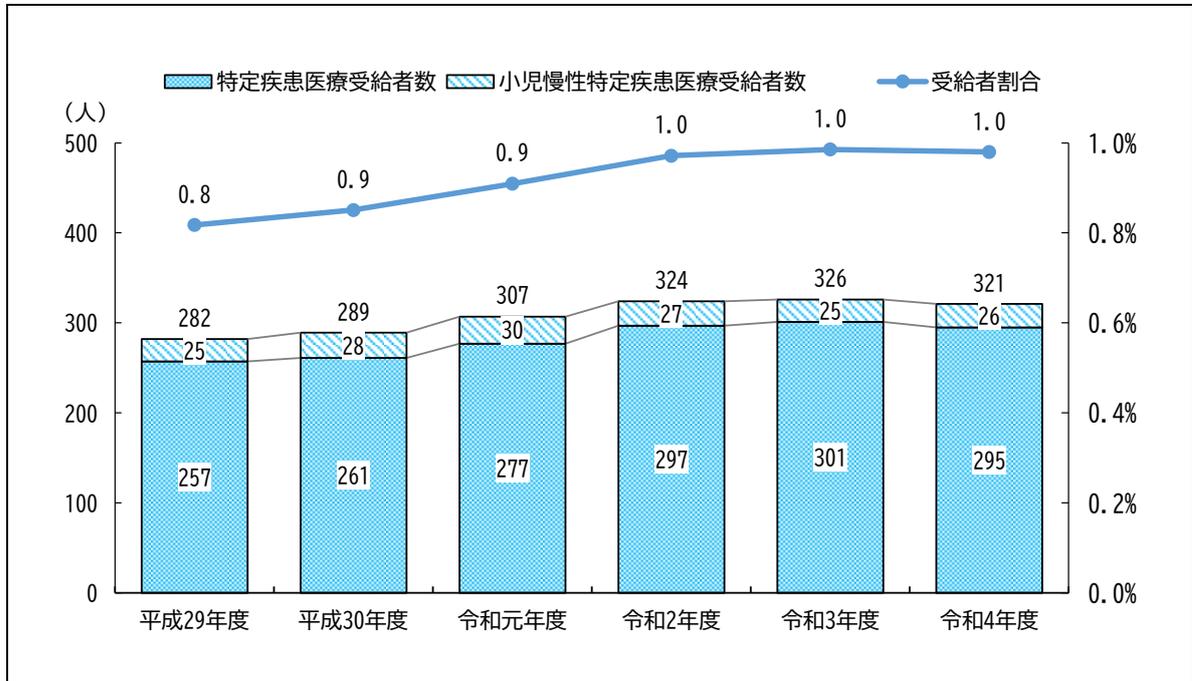
区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数		261	280	312	321	351	388
等級別	1級	37	38	41	41	42	52
	2級	150	158	175	177	193	212
	3級	74	84	96	103	116	124
自立支援医療受給者(精神通院)		492	507	557	619	626	629

(4) 難病患者

特定疾患医療受給者数は、令和4年度で321人となっています。

小児慢性特定疾患医療受給者数は、令和4年度末で26人となっています。

■特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾患受給者数の推移



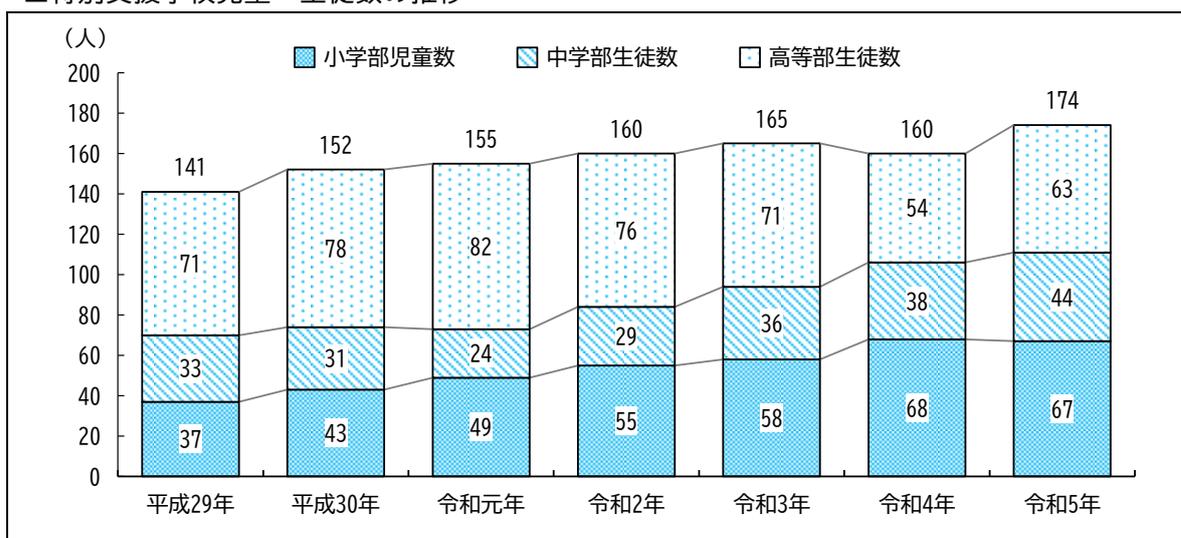
資料：坂戸保健所資料（各年度末現在、構成比算出の母数となる総人口は各年4月1日現在）

(5) 特別支援学校の児童・生徒数

県立毛呂山特別支援学校における在籍児童・生徒数は、令和5年には、小学部67人、中学部44人、高等部63人の合計174人となっています。このうち小学部は一貫して増加しており、中学部も令和2年以降増加しています。全体としては、令和4年に高等部が17人の減少となったため、いったん減少しましたが、令和5年は再び増加しています。

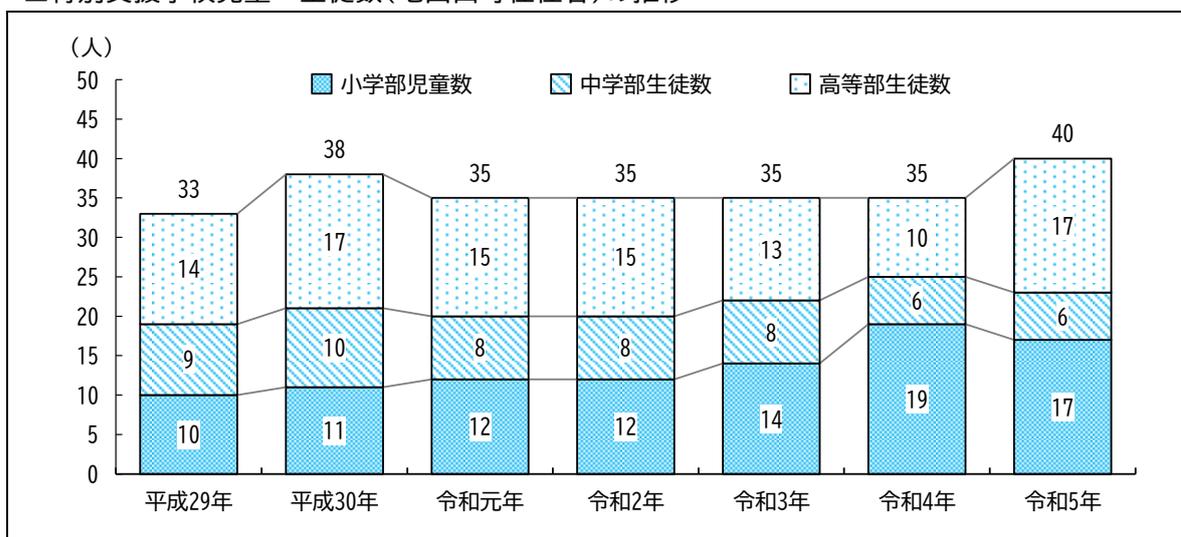
在籍児童・生徒のうち、毛呂山町在住者については、令和5年は合計40人となっています。

■特別支援学校児童・生徒数の推移



資料：県立毛呂山特別支援学校資料（各年5月1日現在）

■特別支援学校児童・生徒数(毛呂山町在住者)の推移



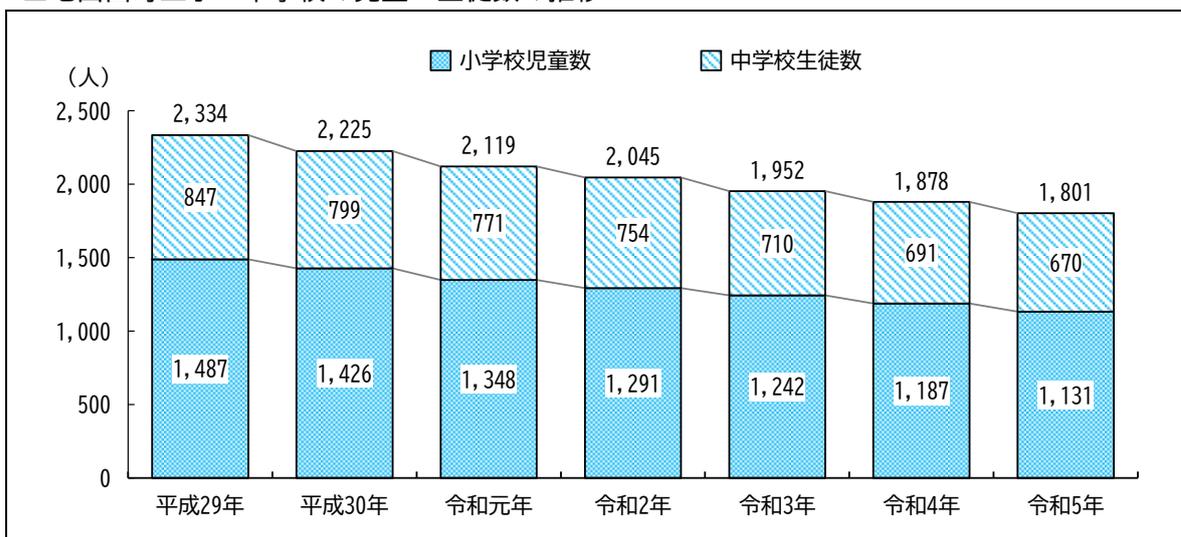
資料：県立毛呂山特別支援学校資料（各年5月1日現在）

(6) 毛呂山町立小・中学校及び特別支援学級の在籍児童・生徒数

毛呂山町立小・中学校 6 校の在籍児童・生徒数については、令和 5 年には、小学校 1,131 人、中学校 670 人の合計 1,801 人となっており、年々減少しています。

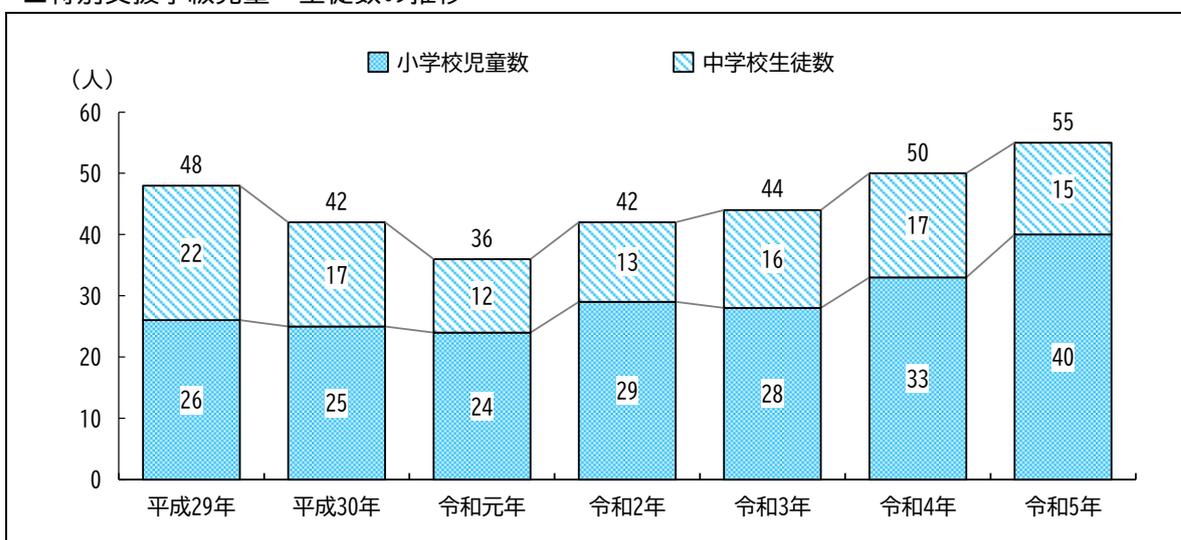
一方、特別支援学級の児童・生徒数については、令和 5 年は合計 55 人と増加傾向にあります。

■毛呂山町立小・中学校の児童・生徒数の推移



資料：学校教育課資料（各年 5 月 1 日現在）

■特別支援学級児童・生徒数の推移



資料：学校教育課資料（各年 5 月 1 日現在）

(7) 障害支援区分※認定者数の推移

令和4年度末時点の障害支援区分認定者数は215人で、平成29年度以降、増加傾向にあります。これを区分別にみると、令和4年度では「区分6」が56人（26.0%）で最も多くなっています。

■障害支援区分認定者数の推移（各年度末現在）

単位：人

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分1	1	2	2	2	3	3
区分2	24	26	27	36	37	40
区分3	26	27	32	43	45	54
区分4	32	30	27	32	38	38
区分5	25	25	28	26	25	24
区分6	43	46	45	52	53	56
計	151	156	161	191	201	215

(8) 障害福祉サービスの支給件数・給付費の推移

障害福祉サービスの支給件数及び給付費の推移をみると、制度の定着及び利用者の増加に伴い、増加傾向にあります。その結果、介護給付・訓練等給付と障害児通所給付の合計で、令和4年度には7,280件の支給実績となり、給付費は762,650千円となっています。

■介護給付・訓練等給付の支給件数及び給付費の推移

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給件数(件)	3,373	4,689	5,041	5,222	5,475	5,927
給付費(千円)	505,166	491,482	524,099	556,310	613,585	668,404

■障害児通所給付の支給件数及び給付費の推移

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給件数(件)	850	994	1,089	1,124	1,283	1,353
給付費(千円)	52,659	63,023	84,794	86,804	97,694	94,246

資料：毛呂山町行政報告書

※障害支援区分

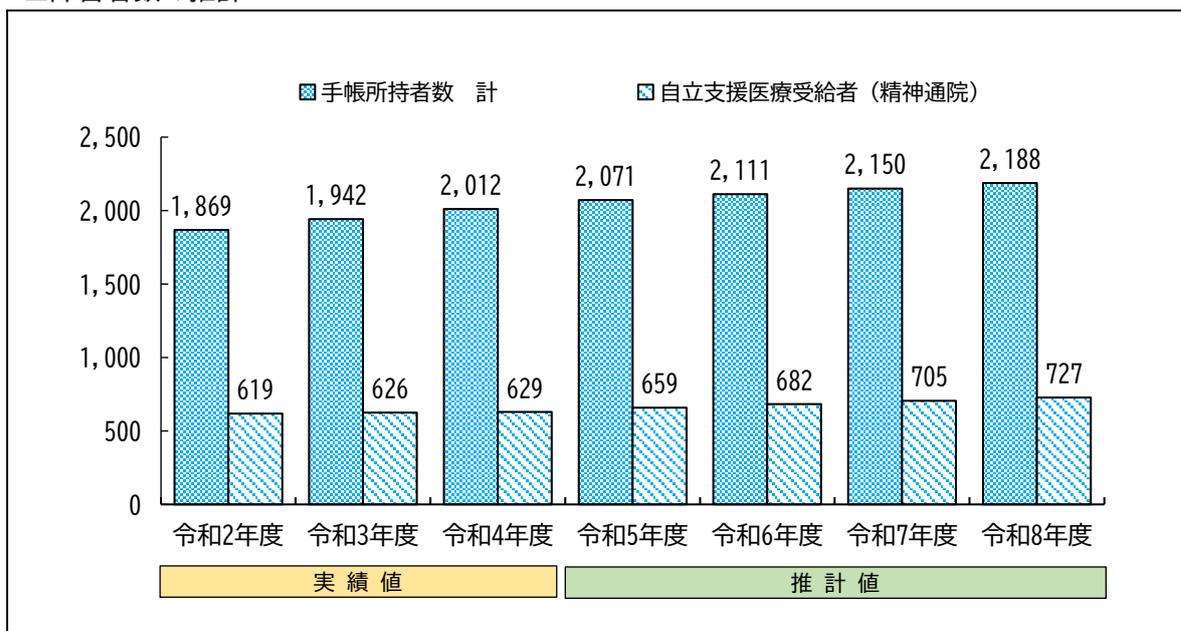
障害福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。区分1～6まで6段階あり、区分1が最も軽く、区分6が最も重い障害の程度。

3 障害者数の推計

本町の障害者数について、過去の伸びを踏まえて計画期間内の推計を行いました。

なお、身体障害者、知的障害者は、身体障害者手帳、療育手帳の各手帳所持者数を推計する一方、精神障害者は、精神障害者保健福祉手帳所持者が一部の方に限られるため、自立支援医療受給者数（精神通院）の推計を併せて行いました。

■障害者数の推計



単位：人

区 分	実績値			推計値			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害者手帳所持者	1,182	1,214	1,243	1,266	1,278	1,289	1,300
療育手帳所持者	366	377	381	391	397	403	409
精神障害者保健福祉手帳所持者	321	351	388	414	436	458	479
手帳所持者数 計	1,869	1,942	2,012	2,071	2,111	2,150	2,188
自立支援医療受給者 (精神通院)	619	626	629	659	682	705	727

第3章 アンケート調査からみえる現状

1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、毛呂山町障害者福祉計画（障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画）の策定にあたり、障害のある人や子どもの生活実態やサービスの利用状況、ニーズ等を把握し、今後の本町における障害者福祉施策や障害福祉サービスの提供体制を検討するための基礎資料として、身体障害者、精神障害者、知的障害者の各手帳所持者及び今回から新たに障害のある児童の保護者を対象とした調査及び一般町民を対象とした調査を実施しました。

(2) 調査対象者

次の調査区分ごとに対象者を設定しました。

調査名	対象者	対象者数
①障害者調査*	令和4年12月31日現在18歳以上の町民のうち、下記のいずれかに該当する人	1,633人
1) 身体障害者	身体障害者手帳を所持している人	1,033人
2) 知的障害者	療育手帳を所持している人	294人
3) 精神障害者	精神障害者保健福祉手帳を所持している人	306人
②障害のある児童の保護者調査	令和4年12月31日現在18歳未満の町民のうち、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している人の保護者	92人
③一般町民調査	上記以外の町民から無作為抽出した人	300人

※重複障害の人については、身体障害と知的障害の重複または身体障害と精神障害の重複の場合は身体障害者として、知的障害と精神障害の重複の場合は知的障害者として集計している。

(3) 調査方法及び調査期間

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査期間：令和5年2月1日～3月24日

(4) 回収結果

調査名	配付数	回収数	回収率
①障害者調査	1,633	819	50.2%
1) 身体障害者	1,033	542	52.5%
2) 知的障害者	294	138	46.9%
3) 精神障害者	306	139	45.4%
②障害のある児童の保護者調査	92	46	50.0%
③一般町民調査	300	105	35.0%

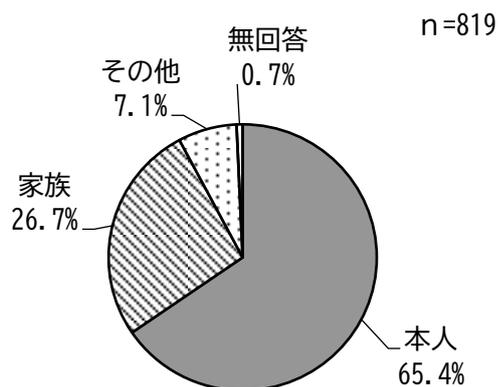
2 障害者調査の主な結果

(1) 回答者自身の状況

①調査の回答者

「本人」が 65.4%

「本人」が 65.4%、「家族」が 26.7%、「その他」が 7.1%となっています。



【障害種類別】

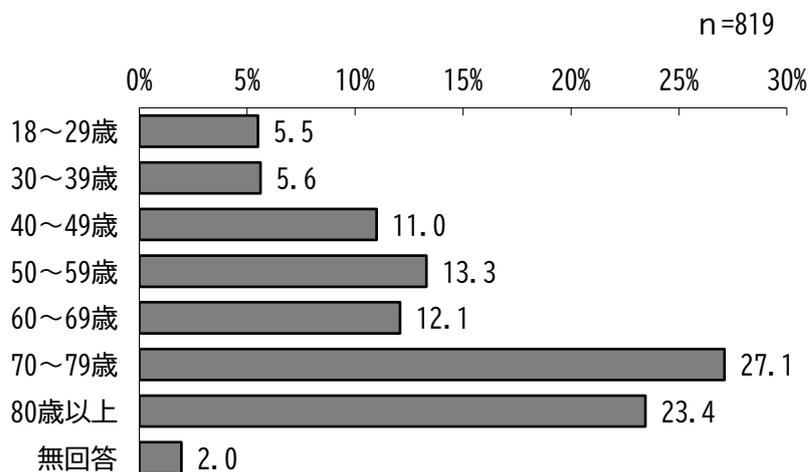
障害種別\選択肢	本人	家族	その他	無回答
全体(n=819)	65.4	26.7	7.1	0.7
身体障害(n=542)	70.7	24.5	4.1	0.7
知的障害(n=138)	30.4	48.6	20.3	0.7
精神障害(n=139)	79.9	13.7	5.8	0.7

単位：%

②年齢

『70歳以上』が50.5%

「70～79歳」が27.1%と最も多く、次いで「80歳以上」が23.4%、「50～59歳」が13.3%などとなっています。



【障害種類別】

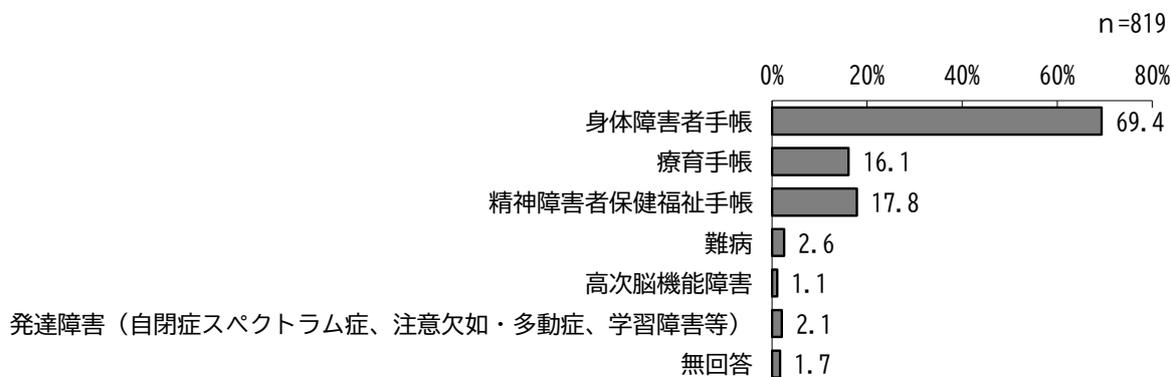
障害種別\選択肢	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	無回答
全体(n=819)	5.5	5.6	11.0	13.3	12.1	27.1	23.4	2.0
身体障害(n=542)	0.6	1.7	3.3	8.9	13.5	36.3	34.1	1.7
知的障害(n=138)	22.5	15.2	23.9	16.7	8.7	10.9	2.2	0.0
精神障害(n=139)	7.9	11.5	28.1	27.3	10.1	7.2	2.9	5.0

単位：%

③所持している手帳の種類

「身体障害者手帳」が69.4%

「身体障害者手帳」が69.4%と最も多く、次いで「精神障害者保健福祉手帳」が17.8%、「療育手帳」が16.1%などとなっています。

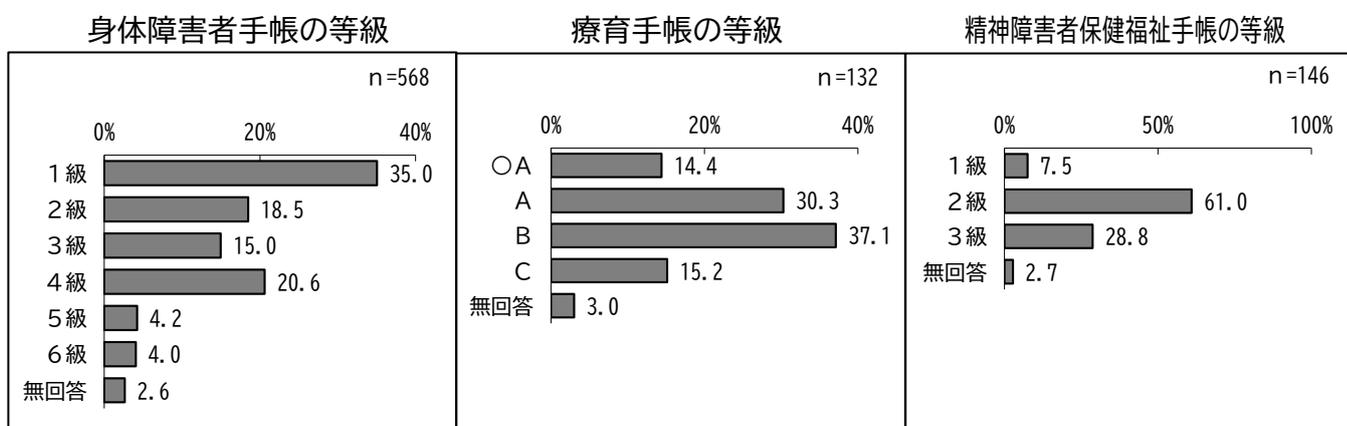


【障害種類別】

障害種別\選択肢	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	難病	高次脳機能障害	発達障害（自閉症スペクトラム症、注意欠如・多動症、学習障害等）	無回答
全体(n=819)	69.4	16.1	17.8	2.6	1.1	2.1	1.7
身体障害(n=542)	98.2	0.4	0.9	3.5	1.1	0.0	1.7
知的障害(n=138)	14.5	94.2	7.2	0.7	0.0	2.2	2.9
精神障害(n=139)	11.5	0.0	94.2	0.7	2.2	10.1	0.7

単位：%

また、それぞれの手帳の等級をみると、身体障害者手帳は「1級」、療育手帳は「B」、精神障害者保健福祉手帳は「2級」が最も多くなっています。

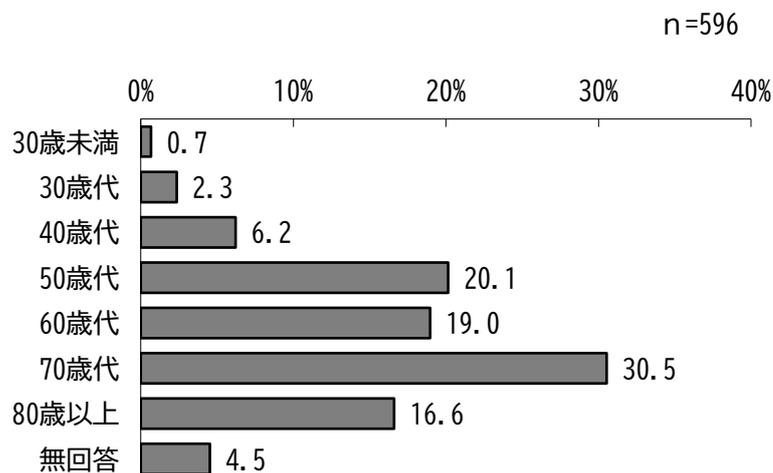


(2) 支援の状況

① 主な支援者の年齢

『70歳以上』が47.1%

主な支援者の年齢は、「70歳代」が30.5%と最も多く、次いで「50歳代」が20.1%、「60歳代」が19.0%などとなっています。



※主な支援者が『家族・親族』と回答した方への質問

【障害種類別】

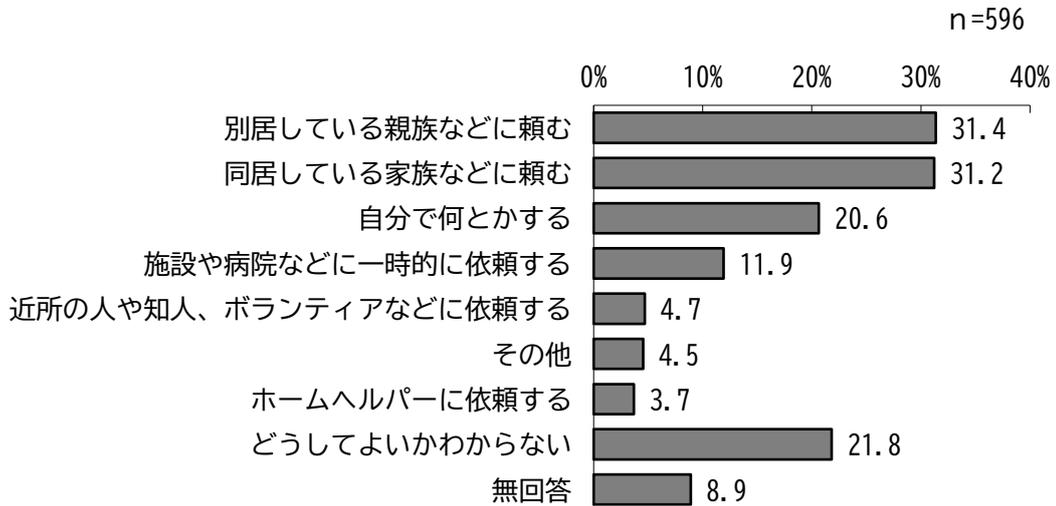
障害種別\選択肢	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	無回答
全体(n=596)	0.7	2.3	6.2	20.1	19.0	30.5	16.6	4.5
身体障害(n=419)	0.0	1.9	6.4	19.6	18.1	31.3	18.6	4.1
知的障害(n=78)	0.0	2.6	6.4	24.4	25.6	26.9	9.0	5.1
精神障害(n=99)	4.0	4.0	5.1	19.2	17.2	30.3	14.1	6.1

単位：%

②主な支援者が援助できなくなった際の対応

「別居している親族などに頼む」「同居している家族などに頼む」が多い

主な支援者が、万一急病や事故、用事などのため、一時的に援助ができなくなった場合の対応は「別居している親族などに頼む」が31.4%と最も多く、次いで「同居している家族などに頼む」が31.2%、「自分で何とかする」が20.6%などとなっています。「どうしてよいかわからない」は21.8%となっています。



※主な支援者が『家族・親族』と回答した方への質問

【障害種類別】

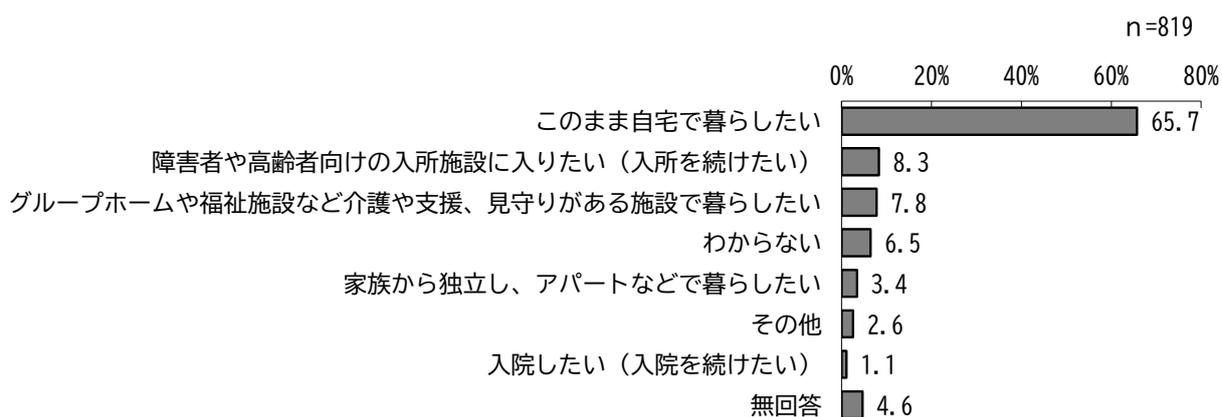
障害種別\選択肢	同居している家族などに頼む	別居している親族などに頼む	近所の人や知人、ボランティアなどに依頼する	ホームヘルパーに依頼する	施設や病院などに一時的に依頼する	自分で何とかする	どうしてよいかわからない	その他	無回答
全体(n=596)	31.2	31.4	4.7	3.7	11.9	20.6	21.8	4.5	8.9
身体障害(n=419)	30.1	33.2	5.3	4.3	11.7	22.4	17.2	3.8	9.5
知的障害(n=78)	43.6	32.1	5.1	5.1	16.7	5.1	29.5	9.0	2.6
精神障害(n=99)	26.3	23.2	2.0	0.0	9.1	25.3	35.4	4.0	11.1

単位：%

(3) 今後の希望する暮らし方

「このまま自宅で暮らしたい」が 65.7%

これからの生活をどこで送りたいかについては、「このまま自宅で暮らしたい」が 65.7% と最も多く、次いで「障害者や高齢者向けの入所施設に入りたい（入所を続けたい）」が 8.3%、「グループホームや福祉施設など介護や支援、見守りがある施設で暮らしたい」が 7.8% などとなっています。



【障害種類別】

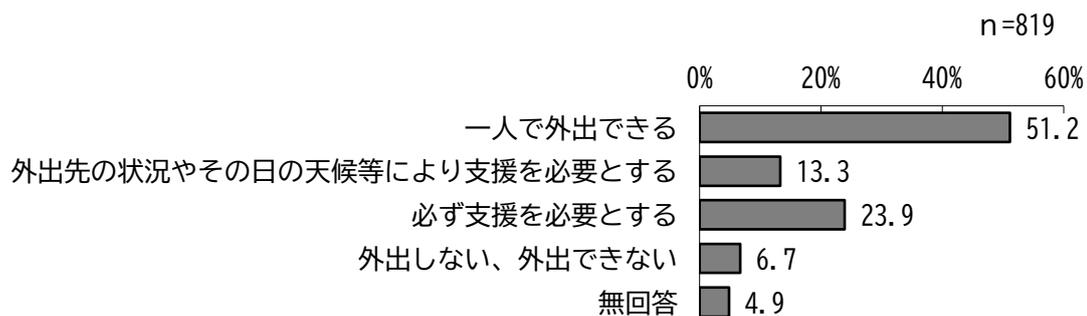
障害種別\選択肢	このまま自宅で暮らしたい	家族から独立し、アパートなどで暮らしたい	グループホームや福祉施設など介護や支援、見守りがある施設で暮らしたい	障害者や高齢者向けの入所施設に入りたい（入所を続けたい）	入院したい（入院を続けたい）	その他	わからない	無回答
全体(n=819)	65.7	3.4	7.8	8.3	1.1	2.6	6.5	4.6
身体障害(n=542)	75.3	1.3	4.1	6.5	1.3	1.7	5.5	4.4
知的障害(n=138)	39.1	5.1	21.7	16.7	0.7	5.1	5.1	6.5
精神障害(n=139)	54.7	10.1	8.6	7.2	0.7	3.6	11.5	3.6

単位：%

(4) 外出の自立度

「一人で外出できる」が51.2%

外出する際に支援を必要とするかどうかは、「一人で外出できる」が51.2%に対し、「外出先の状況やその日の天候等により支援を必要とする」が13.3%、「必ず支援を必要とする」が23.9%、「外出しない、外出できない」が6.7%となっています。



【障害種類別】

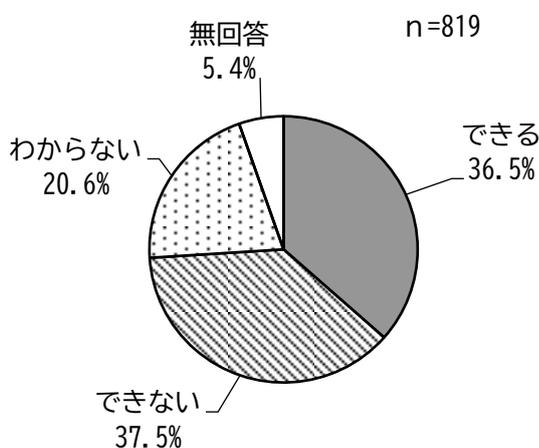
障害種別\選択肢	一人で外出できる	外出先の状況やその日の天候等により支援を必要とする	必ず支援を必要とする	外出しない、外出できない	無回答
全体(n=819)	51.2	13.3	23.9	6.7	4.9
身体障害(n=542)	52.6	11.6	23.6	7.9	4.2
知的障害(n=138)	34.8	15.2	36.2	5.8	8.0
精神障害(n=139)	61.9	18.0	12.9	2.9	4.3

単位：%

(5) 災害時の避難行動の自立度

「できない」が 37.5%

火事や地震・風水害などの災害時に一人で避難所に避難できるかどうかは、「できる」が 36.5%に対し、「できない」が 37.5%、「わからない」が 20.6%となっています。



【障害種類別】

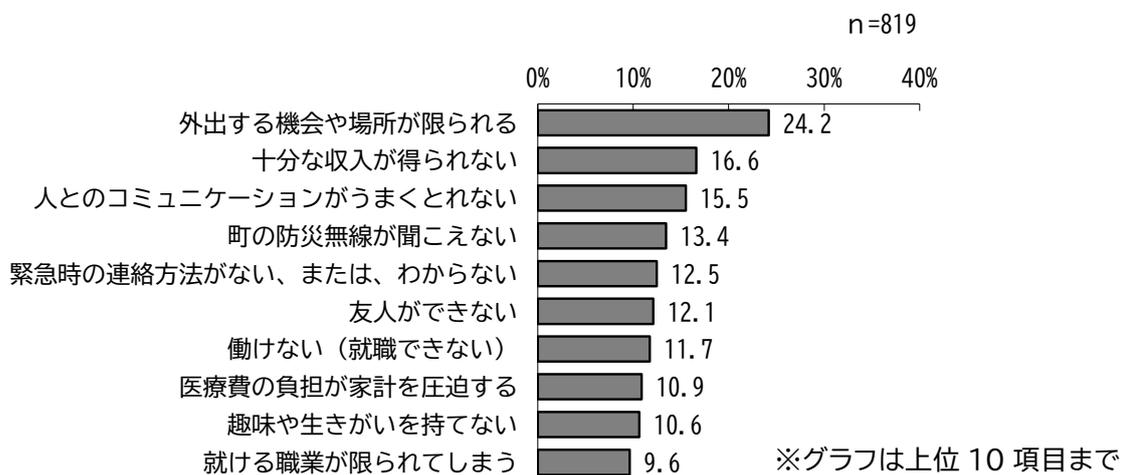
障害種別\選択肢	できる	できない	わからない	無回答
全体(n=819)	36.5	37.5	20.6	5.4
身体障害(n=542)	39.5	39.9	15.5	5.2
知的障害(n=138)	21.0	44.9	28.3	5.8
精神障害(n=139)	40.3	20.9	33.1	5.8

単位：%

(6) 現在の生活で困っていること

「外出する機会や場所が限られる」が 24.2%

現在の生活で困っていることは、「特に困っていることはない」を除くと、「外出する機会や場所が限られる」が 24.2%と最も多く、次いで「十分な収入が得られない」が 16.6%、「人とのコミュニケーションがうまくとれない」が 15.5%などとなっています。



【障害種別】

障害種別\選択肢	身の回りの世話や介助をして くれる人がいない	外出の時に付き添ってくれる 人がいない	自立して生活するための住宅 (持ち家 借家など)がない	自分のお金の管理ができな い、浪費してしまう	施設に入所したいが、定員が いっぱいに入所できない	施設に入所したいが、条件を 満たしていないので入所でき ない	教育が受けられない	障害のない人と一緒に教育機 関(幼稚園、小・中・高校、 大学、専門学校など)に通え ない	働けない(就職できない)	就ける職業が限られてしまう
全体(n=819)	3.2	3.8	2.0	7.3	2.3	2.4	0.9	0.7	11.7	9.6
身体障害(n=542)	3.1	3.1	1.1	2.4	2.2	2.4	0.2	0.4	7.9	5.5
知的障害(n=138)	3.6	4.3	0.7	15.9	4.3	2.9	1.4	1.4	5.1	8.0
精神障害(n=139)	2.9	5.8	6.5	18.0	0.7	2.2	2.9	1.4	33.1	27.3

障害種別\選択肢	十分な収入が得られない	医療費の負担が家計を圧迫す る	信頼できる医療機関が近くに ない	お金がかかるので、障害に あつた住宅改修ができない	趣味や生きがいを持ってない	生活する上での相談先がない	必要な情報を得ることができ ない	人とのコミュニケーションが うまくとれない	友人ができない	外出する機会や場所が限られ る
全体(n=819)	16.6	10.9	3.7	7.1	10.6	6.8	5.7	15.5	12.1	24.2
身体障害(n=542)	11.6	10.1	2.0	8.7	10.0	5.0	5.0	8.7	7.0	23.1
知的障害(n=138)	13.8	2.2	4.3	3.6	7.2	6.5	4.3	29.0	15.9	25.4
精神障害(n=139)	38.8	22.3	9.4	4.3	16.5	14.4	10.1	28.8	28.1	27.3

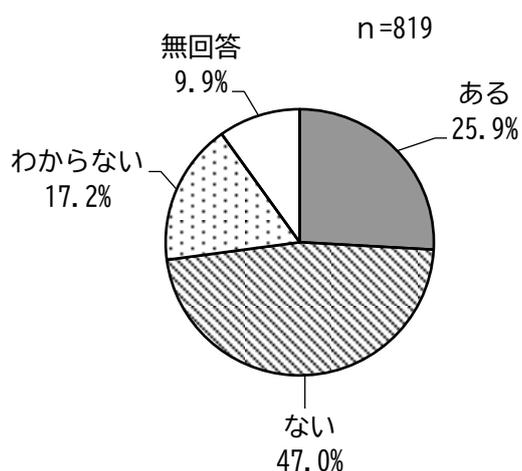
障害種別\選択肢	街中で困っていても周りの人 が助けてくれない	体のことや病気のことなどで 特別な目で見られたり、差別 を受けたりする	町の防災無線が聞こえない	緊急時の連絡方法がない、ま たは、わからない	特に困っていることはない	無回答
全体(n=819)	2.9	6.2	13.4	12.5	30.5	11.7
身体障害(n=542)	1.7	3.7	16.8	12.2	33.6	12.0
知的障害(n=138)	4.3	7.2	3.6	13.8	34.8	13.0
精神障害(n=139)	6.5	15.1	10.1	12.2	14.4	9.4

単位：%

(7) 障害による差別を受けた経験の有無

「ある」が 25.9%

障害があることで差別を受けたり、嫌な思いをした経験の有無は、「ある」が 25.9%に対し、「ない」が 47.0%、「わからない」が 17.2%となっています。



【障害種類別】

障害種別\選択肢	ある	ない	わからない	無回答
全体(n=819)	25.9	47.0	17.2	9.9
身体障害(n=542)	19.6	57.6	12.9	10.0
知的障害(n=138)	35.5	23.9	31.9	8.7
精神障害(n=139)	41.0	28.8	19.4	10.8

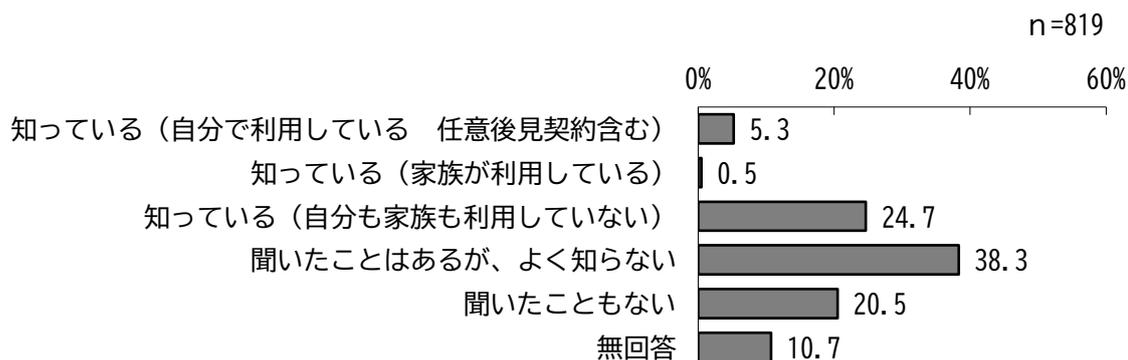
単位：%

(8) 「成年後見制度」について

① 「成年後見制度」の認知度

「聞いたことはあるが、よく知らない」が 38.3%

「聞いたことはあるが、よく知らない」が 38.3%と最も多く、次いで「知っている（自分も家族も利用していない）」が 24.7%、「聞いたこともない」が 20.5%などとなっています。



【障害種別別】

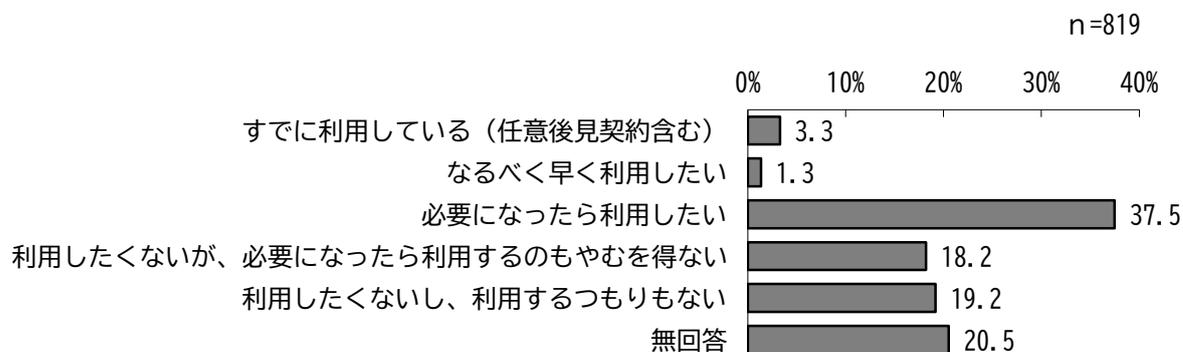
障害種別\選択肢	知っている (自分で利用している 任意後見契約含む)	知っている (家族が利用している)	知っている (自分も家族も利用して いない)	聞いたことはあるが、 よく知らない	聞いたこともない	無回答
全体(n=819)	5.3	0.5	24.7	38.3	20.5	10.7
身体障害(n=542)	4.8	0.4	27.9	38.7	16.8	11.4
知的障害(n=138)	7.2	0.0	18.8	29.0	32.6	12.3
精神障害(n=139)	5.0	1.4	18.0	46.0	23.0	6.5

単位：%

②「成年後見制度」の利用意向

「必要になったら利用したい」が 37.5%

「必要になったら利用したい」が 37.5%と最も多く、次いで「利用したくないし、利用するつもりもない」が 19.2%、「利用したくないが、必要になったら利用するのもやむを得ない」が 18.2%などとなっています。



【障害種類別】

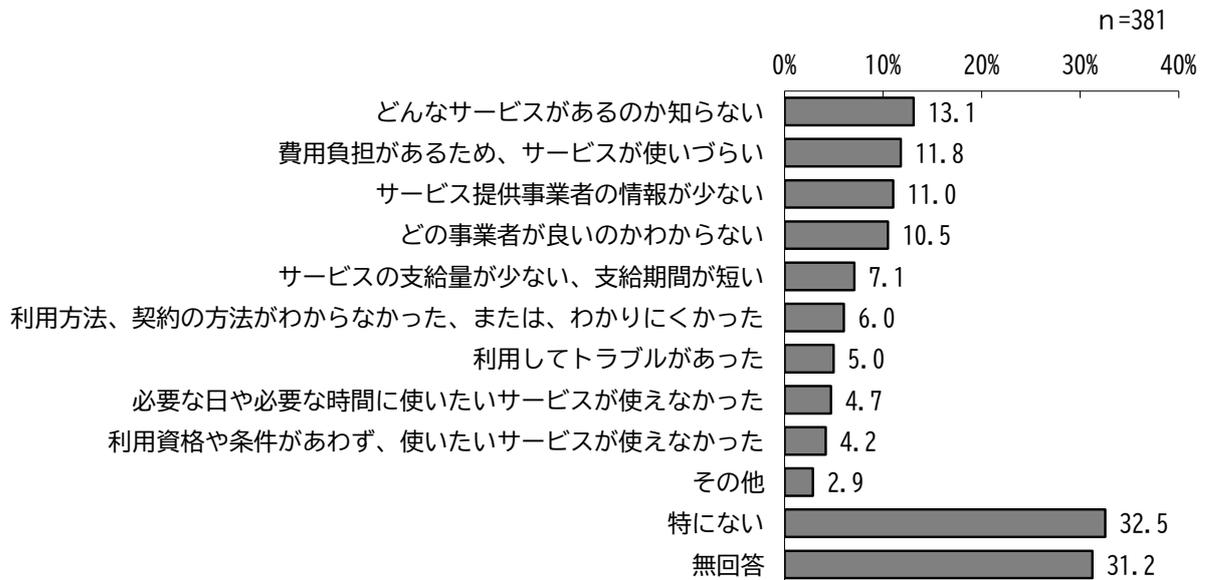
障害種別\選択肢	すでに利用している (任意後見契約含む)	なるべく早く利用したい	必要になったら利用したい	利用したくないが、 必要になったら 利用するのもやむを得ない	利用したくないし、 利用するつもりもない	無回答
全体(n=819)	3.3	1.3	37.5	18.2	19.2	20.5
身体障害(n=542)	2.6	1.5	34.9	17.0	21.8	22.3
知的障害(n=138)	7.2	2.2	39.9	18.8	12.3	19.6
精神障害(n=139)	2.2	0.0	45.3	22.3	15.8	14.4

単位：%

(9) サービス利用で困ったこと

「どんなサービスがあるのか知らない」が最も多い

サービスを利用するときに困ったことは、「特にない」を除くと、「どんなサービスがあるのか知らない」が13.1%と最も多く、次いで「費用負担があるため、サービスが使いづらい」が11.8%、「サービス提供事業者の情報が少ない」が11.0%などとなっています。



※何らかのサービスを「利用している」と回答した方への質問

【障害種類別】

障害種別\選択肢	使えないサービスが使えなかった	必要な日や必要な時間に使いたいサービスが使えなかった	利用資格や条件があわず、使いたいサービスが使えなかった	サービスの支給量が少ない、支給期間が短い	どの事業者が良いのかわからない	わからなかった、または、わかりにくかった	利用方法、契約の方法がわからなかった	利用してトラブルがあった	費用負担があるため、サービスが使いづらい	どんなサービスがあるのか知らない	サービス提供事業者の情報が少ない	その他
全体(n=381)	4.7	4.2	7.1	10.5	6.0	5.0	11.8	13.1	11.0	2.9		
身体障害(n=238)	4.6	2.9	7.6	8.0	4.2	6.3	12.6	9.7	10.1	3.4		
知的障害(n=80)	6.3	3.8	5.0	8.8	7.5	1.3	11.3	12.5	11.3	2.5		
精神障害(n=63)	3.2	9.5	7.9	22.2	11.1	4.8	9.5	27.0	14.3	1.6		

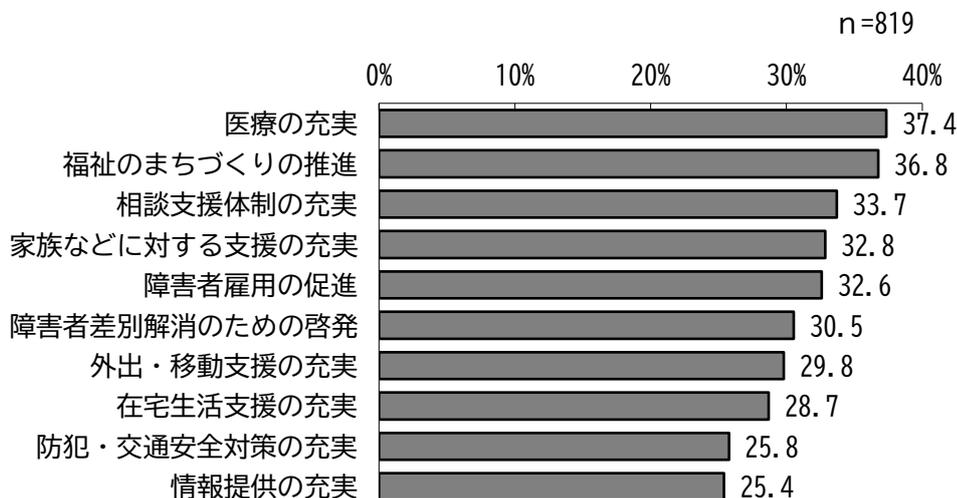
障害種別\選択肢	特にない	無回答
全体(n=381)	32.5	31.2
身体障害(n=238)	30.3	33.6
知的障害(n=80)	41.3	27.5
精神障害(n=63)	30.2	27.0

単位：%

(10) 地域で自立して生活を送るうえで重要なこと

「医療の充実」「福祉のまちづくりの推進」が多い

障害のある人が地域で自立して生活を送るうえで、重要だと思うことは、「医療の充実」が37.4%と最も多く、次いで「福祉のまちづくりの推進」が36.8%、「相談支援体制の充実」が33.7%などとなっています。



※グラフは上位 10 項目まで

【障害種別別】

障害種別\選択肢	相談支援体制の充実	在宅生活支援の充実	日中活動の場の充実	生活の場の確保	家族などに対する支援の充実	障害の早期発見・早期対応体制整備	医療の充実	精神保健福祉の推進	障害者虐待防止対策の推進	障害者差別解消のための啓発
全体(n=819)	33.7	28.7	18.4	20.8	32.8	19.0	37.4	19.2	21.7	30.5
身体障害(n=542)	29.5	29.2	13.1	13.1	32.1	17.2	39.5	8.5	17.7	26.0
知的障害(n=138)	34.1	25.4	29.7	33.3	29.7	18.8	33.3	20.3	31.2	33.3
精神障害(n=139)	49.6	30.2	28.1	38.1	38.8	26.6	33.1	59.7	28.1	45.3

障害種別\選択肢	成年後見制度などの充実	就学前保育・教育の充実	特別支援教育の充実	療育体制の充実	障害者雇用の促進	一般就労支援の充実	福祉就労などの充実	コミュニケーション支援の充実	情報提供の充実	外出・移動支援の充実
全体(n=819)	18.8	11.6	15.1	17.2	32.6	19.5	20.5	22.0	25.4	29.8
身体障害(n=542)	13.7	10.5	13.3	16.6	28.0	14.9	14.2	17.2	22.0	28.2
知的障害(n=138)	30.4	11.6	17.4	16.7	29.0	20.3	29.0	29.0	26.1	29.0
精神障害(n=139)	27.3	15.8	20.1	20.1	54.0	36.7	36.7	33.8	38.1	36.7

障害種別\選択肢	スポーツ・文化活動の促進	交流機会の拡大	福祉教育の充実	ボランティア活動の促進	障害に対する啓発・広報活動の推進	福祉のまちづくりの推進	防災対策の充実	防犯・交通安全対策の充実	無回答
全体(n=819)	8.2	15.4	18.2	15.3	25.3	36.8	23.7	25.8	25.8
身体障害(n=542)	6.8	13.3	15.5	13.1	20.3	33.4	23.1	26.6	27.5
知的障害(n=138)	8.0	16.7	23.9	18.1	31.2	41.3	19.6	20.3	31.2
精神障害(n=139)	13.7	22.3	23.0	20.9	38.8	45.3	30.2	28.1	13.7

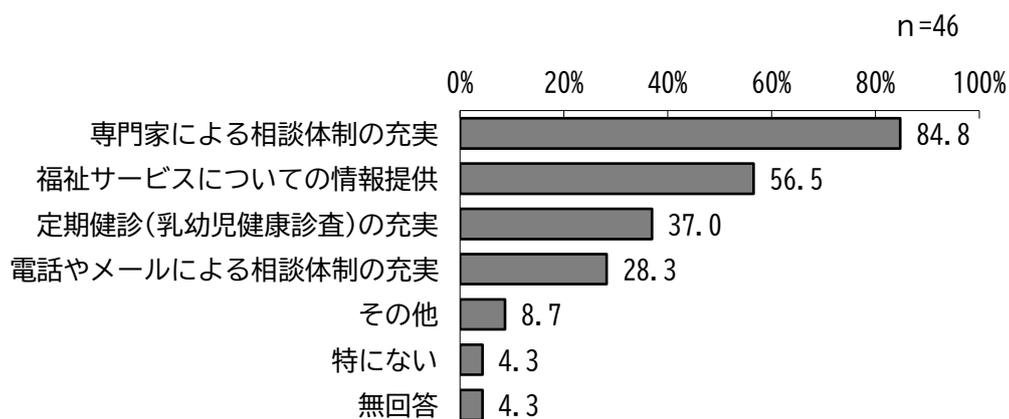
単位：%

3 障害のある児童の保護者調査の主な結果

(1) 早期支援のために必要なこと

「専門家による相談体制の充実」が 84.8%

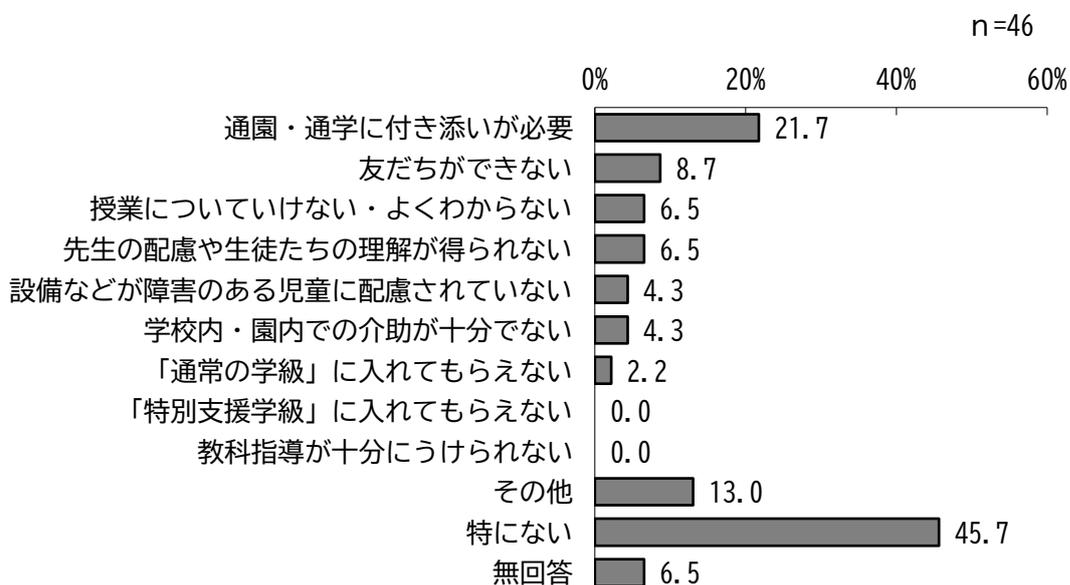
障害や発達に不安のあるお子さんが早期に適切な支援を受けるために必要なことは、「専門家による相談体制の充実」が 84.8%と最も多く、次いで「福祉サービスについての情報提供」が 56.5%、「定期健診(乳幼児健康診査)の充実」が 37.0%などとなっています。



(2) 通園・通学などで困っていること

「通園・通学に付き添いが必要」が 21.7%

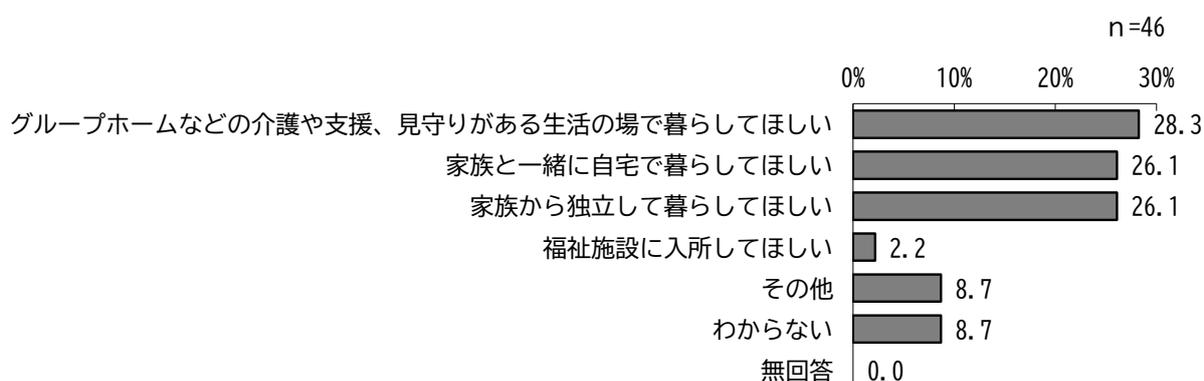
通園・通学などで困っていることは、「特にない」を除くと、「通園・通学に付き添いが必要」が 21.7%と最も多く、次いで、「友だちができない」が 8.7%、「授業についていけない・よくわからない」「先生の配慮や生徒たちの理解が得られない」が 6.5%などとなっています。



(3) 将来希望する暮らし方

「グループホームなどの介護や支援、見守りがある生活の場で暮らしてほしい」が 28.3%

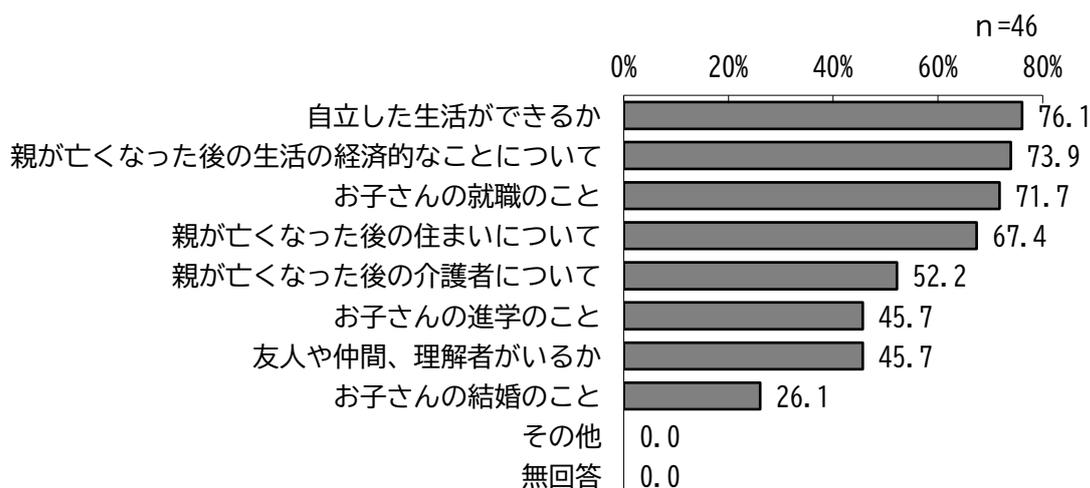
お子さんに将来どのように暮らしてほしいかは、「グループホームなどの介護や支援、見守りがある生活の場で暮らしてほしい」が 28.3%と最も多く、次いで「家族と一緒に自宅で暮らしてほしい」「家族から独立して暮らしてほしい」が 26.1%、「福祉施設に入所してほしい」が 2.2%となっています。



(4) 将来のことで不安に思うこと

「自立した生活ができるか」が 76.1%

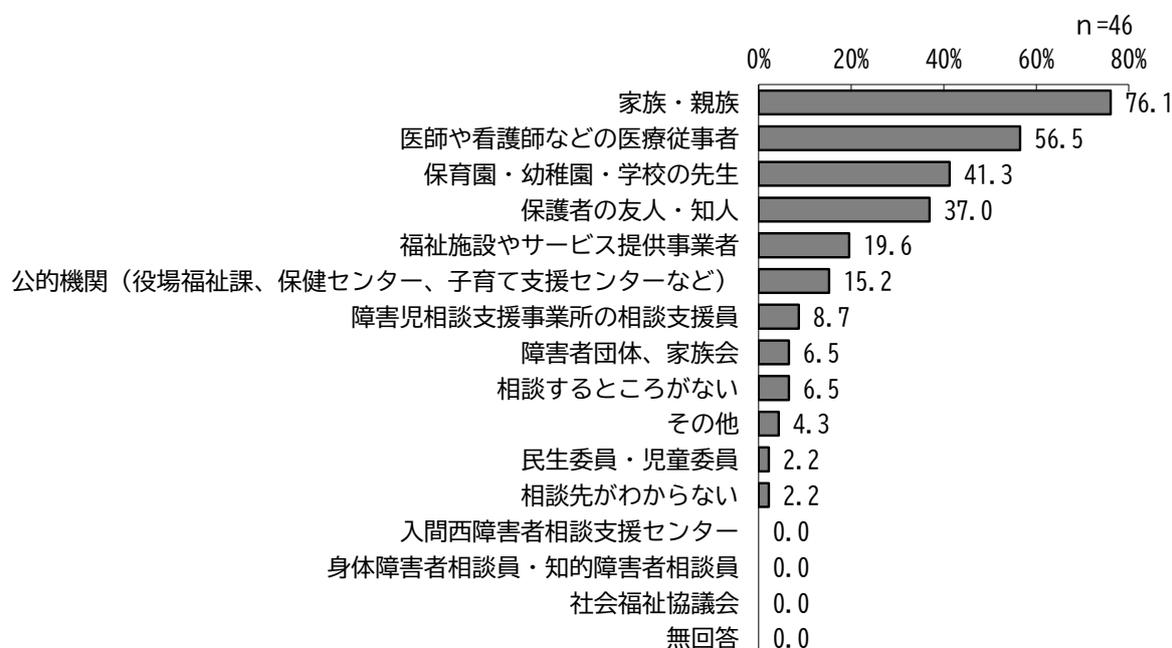
お子さんの将来のことで不安に思うことは、「自立した生活ができるか」が 76.1%と最も多く、次いで「親が亡くなった後の生活の経済的なことについて」が 73.9%、「お子さんの就職のこと」が 71.7%などとなっています。



(5) 子どものことに関する主な相談相手

「家族・親族」が76.1%

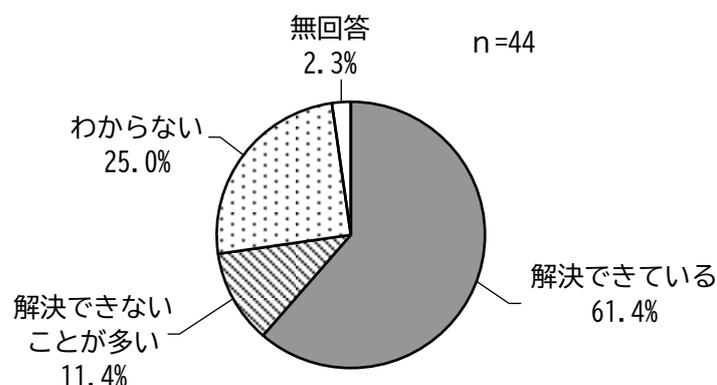
お子さんのことで、普段、悩みや困ったことをだれに相談するかは、「家族・親族」が76.1%と最も多く、次いで「医師や看護師などの医療従事者」が56.5%、「保育園・幼稚園・学校の先生」が41.3%などとなっています。



(6) 相談による解決の有無

「解決できている」が61.4%

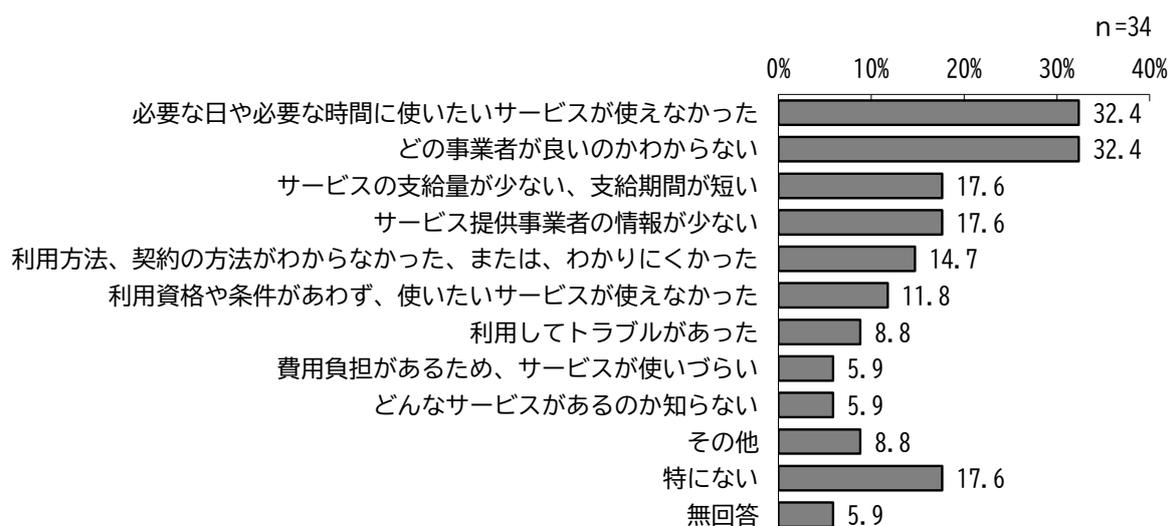
相談先に相談することで、悩みや困ったことが解決できているかは、「解決できている」が61.4%に対し、「解決できないことが多い」が11.4%、「わからない」が25.0%となっています。



(7) サービス利用で困ったこと

「必要な日や必要な時間に使いたいサービスが使えなかった」「どの事業者が良いのかわからない」が 32.4%

お子さんがサービスを利用するときに困ったことは、「必要な日や必要な時間に使いたいサービスが使えなかった」「どの事業者が良いのかわからない」が 32.4%と最も多く、次いで「サービスの支給量が少ない、支給期間が短い」「サービス提供事業者の情報が少ない」が 17.6%、「利用方法、契約の方法がわからなかった、または、わかりにくかった」が 14.7%などとなっています。

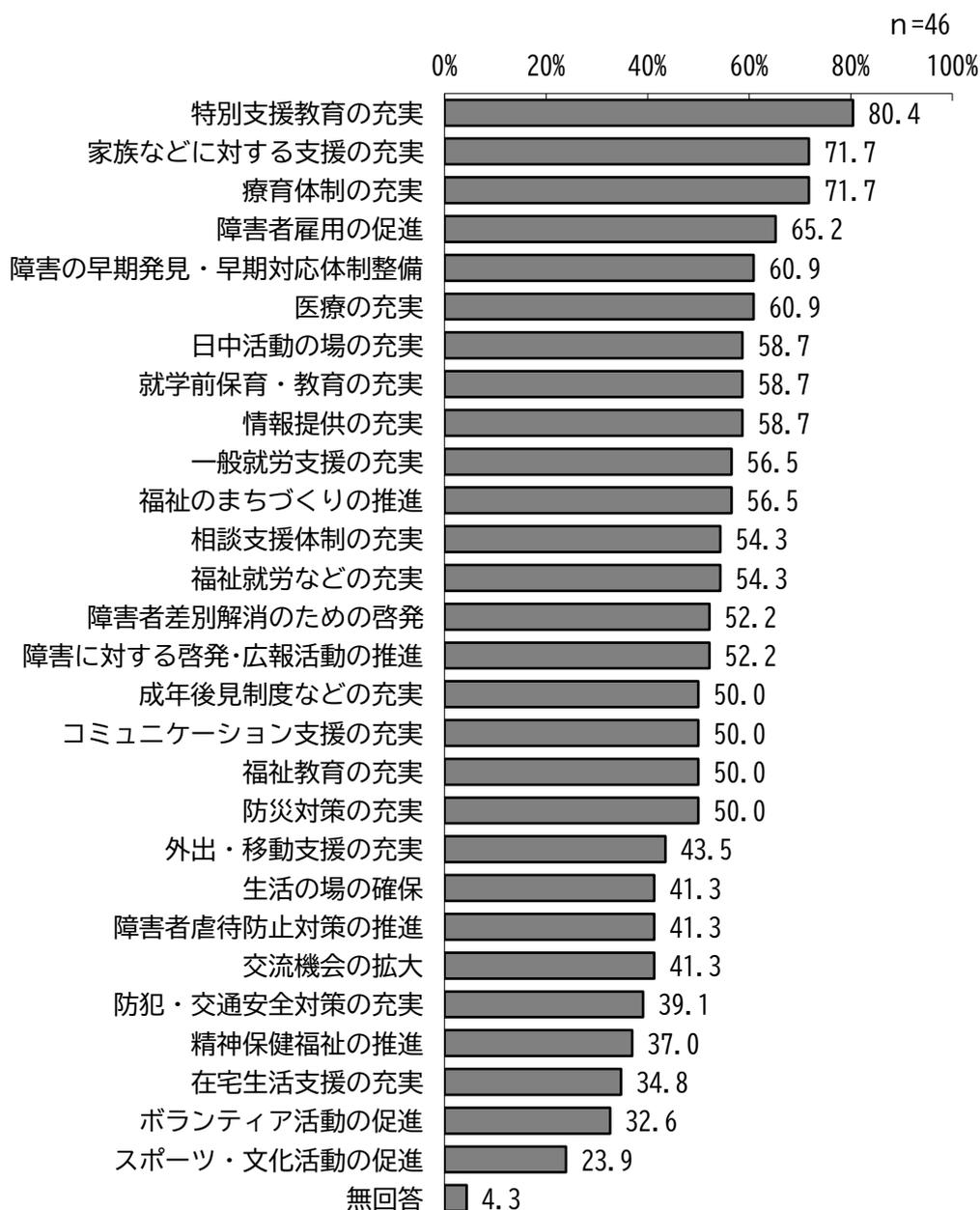


※何らかのサービスを「利用している」と回答した方への質問

(8) 地域で自立して生活を送るうえで重要なこと

「特別支援教育の充実」が80.4%

障害のある人が地域で自立して生活を送るうえで、重要だと思うことは、「特別支援教育の充実」が80.4%と最も多く、次いで「家族などに対する支援の充実」「療育体制の充実」が71.7%、「障害者雇用の促進」が65.2%などとなっています。

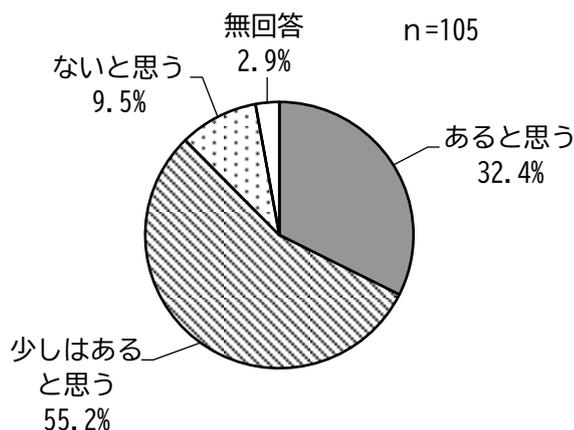


4 一般町民調査の主な結果

(1) 障害のある人への差別はあると思うか

「あると思う」「少しはあると思う」を合わせた『あると思う』が87.6%

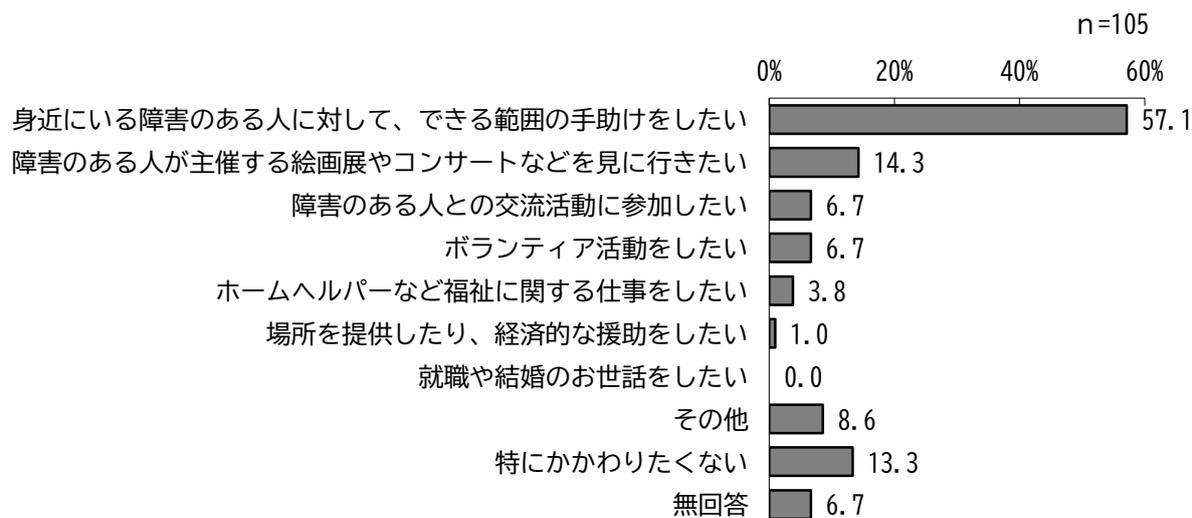
社会の中で、障害のある人への差別、偏見があると思うかは、「あると思う」が32.4%に対し、「少しはあると思う」が55.2%、「ないと思う」が9.5%となっています。



(2) 希望する障害のある人との関わり方

「身近にいる障害のある人に対して、できる範囲の手助けをしたい」が57.1%

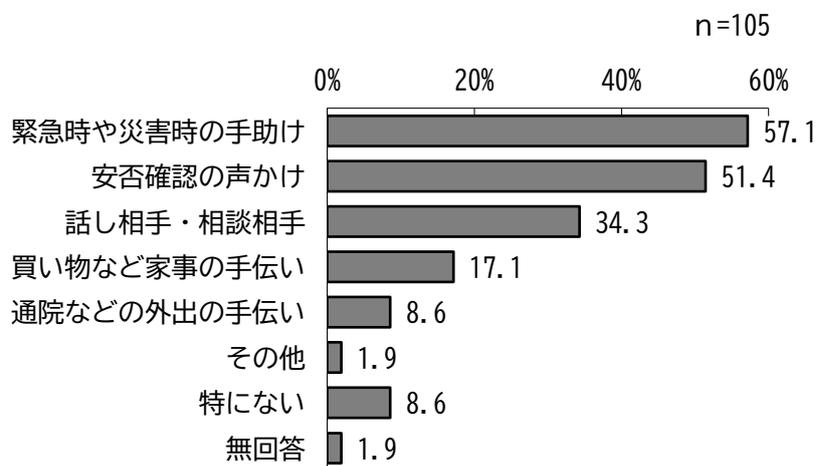
今後、障害のある人とどのような形で関わりたいと思うかは、「身近にいる障害のある人に対して、できる範囲の手助けをしたい」が57.1%と最も多く、次いで「障害のある人が主催する絵画展やコンサートなどを見に行きたい」が14.3%、「障害のある人との交流活動に参加したい」「ボランティア活動をしたい」が6.7%などとなっています。



(3) どのような手助けができるか

「緊急時や災害時の手助け」が 57.1%

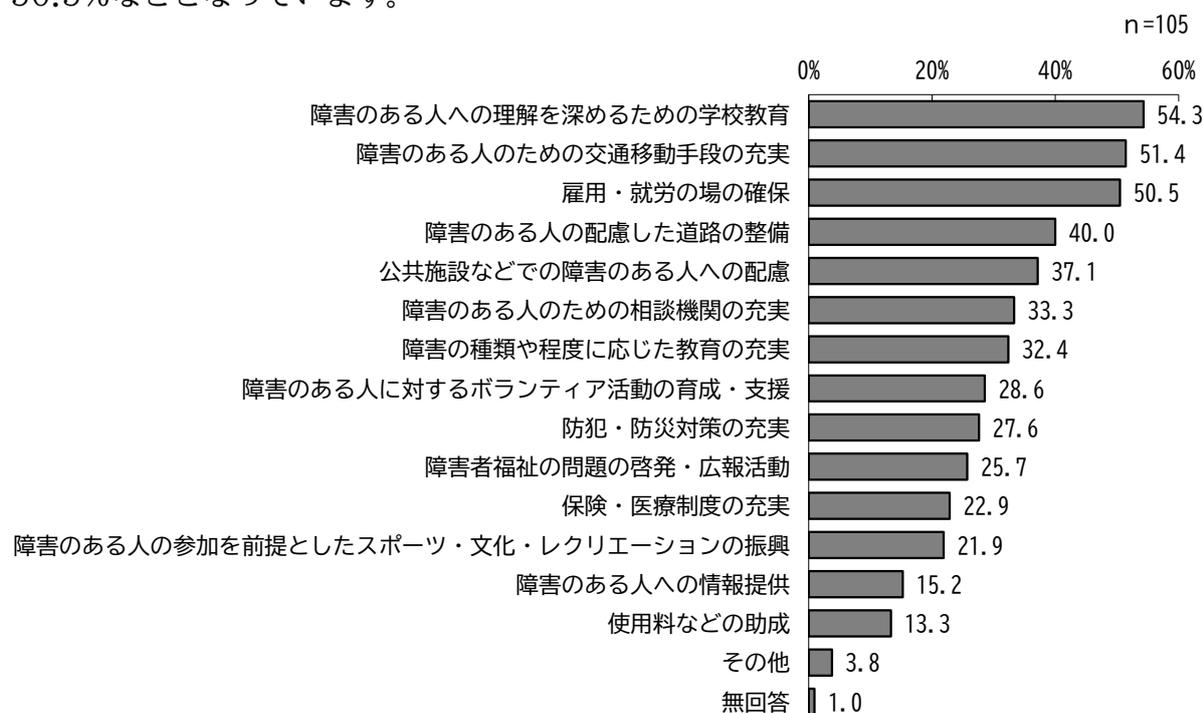
「緊急時や災害時の手助け」が 57.1%と最も多く、次いで「安否確認の声かけ」が 51.4%、「話し相手・相談相手」が 34.3%などとなっています。



(4) 障害のある人にとって住みやすいまちづくりのために重要なこと

「障害のある人への理解を深めるための学校教育」「障害のある人のための交通移動手段の充実」「雇用・就労の場の確保」が上位

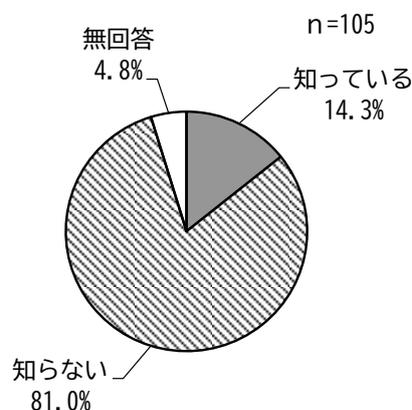
障害のある人にとって住みやすいまちをつくるために、今後どのようなことが重要だと思うかは、「障害のある人への理解を深めるための学校教育」が54.3%と最も多く、次いで「障害のある人のための交通移動手段の充実」が51.4%、「雇用・就労の場の確保」が50.5%などとなっています。



(5) 障害者差別解消法の認知度

「知らない」が81.0%

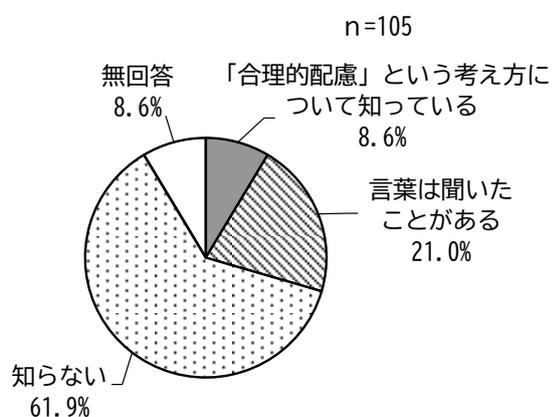
障害者差別解消法の認知度は、「知っている」が14.3%に対し、「知らない」が81.0%となっています。



(6) 合理的配慮の認知度

「知らない」が61.9%

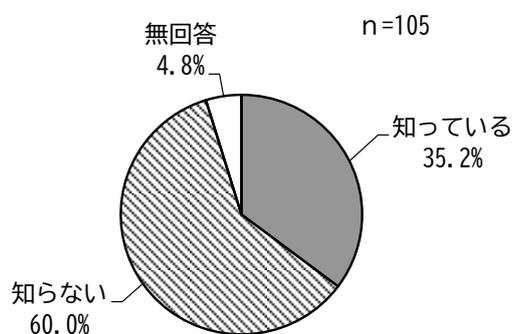
合理的配慮の認知度は、「『合理的配慮』という考え方について知っている」が8.6%、「言葉は聞いたことがある」が21.0%に対し、「知らない」は61.9%となっています。



(7) 障害者虐待防止法の認知度

「知らない」が60.0%

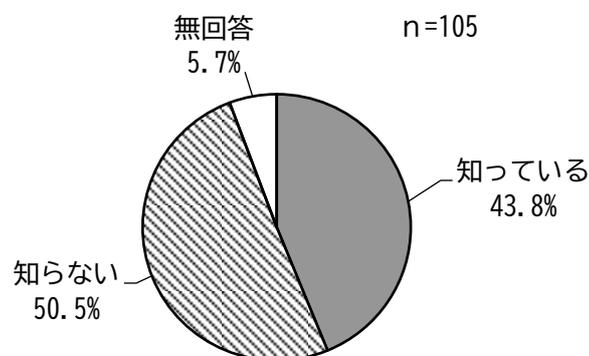
障害者虐待防止法の認知度は、「知っている」が35.2%に対し、「知らない」が60.0%となっています。



(8) 虐待発見時の通報義務の認知度

「知らない」が50.5%

「知っている」が43.8%に対し、「知らない」が50.5%となっています。



(9) 成年後見制度の認知度

「聞いたことはあるが、よく知らない」が35.2%

「聞いたことはあるが、よく知らない」が35.2%と最も多く、次いで「知っている（自分も家族も利用していない）」が31.4%、「聞いたこともない」が24.8%などとなっています。

